

○鎌ケ谷市ホテル等の建築規制に関する条例施行規則

平成6年3月31日

規則第18号

改正 平成13年9月19日規則第19号

平成17年3月31日規則第28号

平成21年12月28日規則第29号

平成28年4月1日規則第28号

令和3年12月28日規則第26号

鎌ケ谷市旅館業を目的とした建築の規制に関する条例施行規則（昭和47年鎌ケ谷市規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鎌ケ谷市ホテル等の建築規制に関する条例（平成5年鎌ケ谷市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設基準）

第2条 条例第2条第2号アに規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 各種の集会の用に供する施設 面積が収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値以上のもの
- （2） 受付及び応接の用に供する施設 間口が3.6メートル以上のもの
- （3） 玄関 間口が3.6メートル以上のもの

2 条例第2条第2号イに規定する規則で定める基準は、男子用、女子用各1か所以上あることとする。

3 条例第2条第2号ウに規定する規則で定める規模は、次の表の左欄に掲げる収容人員に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積とする。

収容人員	床面積
30人以下	30平方メートル
31人以上50人以下	40平方メートル
51人以上	50平方メートル

4 前3項の規定は、この規則の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許可を受けて営業しているホテル等の増築にあつては、この限りでない。

（収容人員の算出方法）

第3条 前条第1項及び第3項に規定する収容人員は、15平方メートル以下の客室にあつては1室につき1人、15平方メートルを超える客室にあつては1室につき2人として算出するものとする。

（構造）

第4条 条例第2条第2号エに規定する規則で定める構造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 駐車場から玄関、帳場及びフロント等（以下「フロント等」という。）その他の共用施設を通らないで直接客室に出入りができる構造

(2) 玄関が2か所以上あり客が他の者と対面せずに客室に出入りできる構造

2 条例第2条第2号オに規定する規則で定める構造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) フロント等からロビーが見渡せない構造

(2) フロント等における従業員とすべての客（乳幼児を除く。）とが互いに上半身までをはっきりと見ることができない構造

（設備）

第5条 条例第2条第2号カに規定する規則で定める設備は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 動力により振動し、又は回転するベッドその他の特異な形態のベッド

(2) 横臥^がしている人の姿態を写すために設けられた鏡（面積の合計が1平方メートル以上のものに限る。）

(3) 性的感情を刺激する装置、照明、装飾品又は調度類

（届出）

第6条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、鎌ヶ谷市ホテル等建築届出書（別記第1号様式）を市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) ホテル等経営方針説明書 ホテル等の経営方針を明記したもの

(2) 付近見取図 建築場所から周囲300メートルの区域内の状況を明示したもの（縮尺2,500分の1）

(3) 配置図 方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地の高低差を明示したもの（縮尺200分の1）

(4) 各階平面図 方位、間取り、各室の用途（有効面積、浴槽及び寝具類の寸法記入）、壁の材質、開口部、屋内、屋外階段、玄関、フロント等、廊下、各室の出入口及び車庫等を明示したもの（縮尺100分の1）

(5) 立面図 4面、開口部、広告物及び屋外照明設備の設置箇所並びに形状寸法を明示したもの（縮尺100分の1）

(6) 断面図 2面以上、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ及び建築物の高さを明示したもの（縮尺100分の1）

(7) 敷地利用計画図 敷地内における建築物の位置、駐車場の位置、境界塀の構造及び高さ並びに附属施設（屋外工作物を含む。）の用途及び位置を明示したもの（縮尺200分の1以上）

(8) 透視図 建築物、広告物及び屋外照明設備を彩色したもので、主要出入口が明示されているもの

(9) 公図の写し

- (10) 仕上表 建築物（外構、設備を含む。）の仕上りの材料の種別及び厚さを明示したもの
- (11) 客室平面詳細図 客室内の間取り（寝具類、鏡台及びテレビ等の設備器具の配置）を明示したもの（縮尺50分の1以上）
- (12) 広告物詳細図 屋外広告物の設置場所の詳細（縮尺2,500分の1）並びに構造、形態、寸法、彩色、ネオン管の使用、点滅及び回転の有無を明示したもの（縮尺50分の1以上）
- (13) 施設求積図 ロビー、食堂、玄関及びフロント等の施設としての利用面積の算定範囲を明示したもの（施設面積の計算式を含む。）
- (14) その他市長が必要と認めるもの
（公開板の設置）

第7条 条例第5条第1項に規定する公開板は、ホテル等建築計画公開板（別記第2号様式。以下「公開板」という。）によるものとし、当該ホテル等の敷地に接する道路（2以上の道路に接する場合は、それぞれの道路）に面する場所に設置しなければならない。

2 前項に規定する公開板の設置期間は、当該工事の着工までとする。

3 条例第5条第1項に規定する報告は、鎌ケ谷市ホテル等建築計画公開板設置報告書（別記第3号様式）によるものとし、公開板設置後3日以内に届け出なければならない。

（図書の閲覧）

第8条 条例第5条第2項に規定する規則で定める図書は、第6条第1項及び同条第2項に定めるもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 鎌ケ谷市ホテル等建築届出書
- (2) 立面図
- (3) 敷地利用計画図
- (4) 透視図
- (5) 広告物詳細図

2 条例第5条第2項の規定により閲覧させることができる図書（以下この条において「図書」という。）の閲覧場所は、ホテル等建築規制主管課とする。

3 図書の閲覧期間は、当該工事の着工までとする。

4 図書の閲覧日及び時間は、鎌ケ谷市の休日に関する条例（平成元年鎌ケ谷市条例第19号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

5 図書を閲覧しようとする者は、鎌ケ谷市ホテル等建築計画図書閲覧申請書（別記第4号様式）により市長の承認を得なければならない。

6 市長は、職員の指示に従わない者又は図書を汚損し、若しくは破損するおそれがあると認められる者に対して、閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

（指定施設）

第9条 条例第6条第1項第2号ケに規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市庁舎
 - (2) 総合福祉保健センター
 - (3) コミュニティセンター
 - (4) 三橋記念館
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める官公庁の施設
 - (6) 都市計画決定された交通広場及び駅前広場
- (決定通知)

第10条 条例第4条第2項の規定による通知は、ラブホテルに該当するときには鎌ケ谷市ラブホテル該当通知書（別記第5号様式）により、該当しないときには鎌ケ谷市ラブホテル非該当通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(中止命令)

第11条 条例第7条の規定による中止命令は、鎌ケ谷市ラブホテル建築工事中止命令書（別記第7号様式）により行うものとする。

(指導又は勧告)

第12条 条例第8条の規定による指導又は勧告は、鎌ケ谷市ラブホテル指導・勧告書（別記第8号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第13条 条例第9条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証（別記第9号様式）とする。

(審議会の委員)

第14条 条例第10条の規定による鎌ケ谷市ホテル等建築審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 生涯学習審議会委員
- (2) 学識経験者
- (3) 自治会を代表する者
- (4) 公共的団体を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(審議会の事務)

第15条 審議会に関する庶務は、ホテル等建築規制主管課が処理する。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の鎌ヶ谷市旅館業を目的とした建築の規制に関する条例施行規則の規定により、既に市長の同意の申請のなされているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月19日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第28号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月28日規則第26号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に残存する様式は、当分の間所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記

第1号様式（第6条関係）

ホテル等建築届出書

年 月 日

鎌ケ谷市長 様

建築主 住 所
氏 名
電 話

鎌ケ谷市ホテル等の建築規制に関する条例第3条の規定により、下記のとおり
届け出ます。

この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

ホテル等の名称					
建 築 地	地 番	鎌ケ谷市			
	用 途 地 域		高 度 地 区		
	防 火 地 域	防火・準防火・指定なし	そ の 他		
建 築 計 画 の 概 要	主 要 用 途				
	階 数	地上 階 地下 階	客 室	室	
	高 さ	地上 m 地下 m	収容人員	人	
	構 造	造 一部 造	工事種別		
		届 出 部 分	届出以外の部分	合 計	※
	敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²	敷地面積との比
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	%
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	%
	屋外広告物の形態				
ホテル等経営者	住所氏名	電話			
届 出 者	住所氏名	電話			

注 ※印欄は記入しないこと。

第2号様式（第7条関係）

ホテル等建築計画公開板				
ホテル等の名称				
敷地の地番		鎌ヶ谷市		
建築計画の概要	階数	地上	階・地下	階
	高さ	地上	m・地下	m
	構造	造 一部		造
	主要用途			
	敷地面積	m ²		
	建築面積	m ² (建ぺい率		%)
	延べ面積	m ² (容積率		%)
建築着工予定日		年 月 日		
建築主	住所			
	氏名	電話		
設計者	住所			
	氏名	電話		
施工予定者	住所			
	氏名	電話		
設置年月日		年 月 日		
この公開板は、鎌ヶ谷市ホテル等の建築規制に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。 上記建築計画概要についての問合せは、下記に御連絡ください。 (連絡先) 住所 氏名 電話				

注 タテ90センチメートル以上、ヨコ90センチメートル以上とする。

第3号様式（第7条関係）

ホテル等建築計画公開板設置報告書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

建築主 住 所

氏 名

電 話

鎌ヶ谷市ホテル等の建築規制に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおりホテル等建築計画公開板を設置しましたので報告します。

記

敷 地 の 地 番	鎌ヶ谷市
設 置 年 月 日	年 月 日
設 置 基 数	
位置図（公開板設置場所を明示すること。）	

注 公開板設置写真を添付すること。

第4号様式（第8条関係）

ホテル等建築計画図書閲覧申請書				
鎌ヶ谷市ホテル等の建築規制に関する条例第5条第2項の規定により、 下記ホテル等の建築計画図書の閲覧を申請します。				
この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。また、閲覧に当たっては、当該図書を汚損し、又は破損しないことを誓約します。				
年 月 日				
鎌ヶ谷市長 様				
閲覧者氏名				
閲覧者	住 所	電 話		
	年 齢		職 業	
ホテル等の名称				
敷 地 の 地 番		鎌ヶ谷市		
閲 覧 の 目 的 (詳細に記入してください。)				
閲 覧 希 望 日 時		年 月 日 時 分から 時 分まで		
備 考				

第 5 号様式（第10条関係）

第 年 月 日

建築主 住 所
氏 名 様

鎌ヶ谷市長 印

年 月 日付けでホテル等建築届出のあった下記の建築物は、鎌ヶ谷市ホテル等の建築規制に関する条例第 2 条第 2 号に規定するラブホテルに該当し、同条例第 6 条の規定により建築することができないので、同条例第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

ホテル等の名称	
	鎌ヶ谷市

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、鎌ヶ谷市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、鎌ヶ谷市（訴訟において鎌ヶ谷市を代表する者は、鎌ヶ谷市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 6 号様式（第10条関係）

ラブホテル非該当通知書

第 号
年 月 日

建築主 住 所
氏 名 様

鎌ヶ谷市長 印

年 月 日付でホテル等建築届出のあった下記の建築物は、鎌ヶ谷市ホテル等の建築規制に関する条例第 2 条第 2 号に規定するラブホテルに該当しないので、同条例第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

ホテル等の名称	
敷 地 の 地 番	鎌ヶ谷市
添 付 図 面	別添のとおり
備 考	

第 7 号様式（第11条関係）

ラブホテル建築工事中止命令書

第 年 月 日 号

建築主 住 所 様

氏 名

鎌ケ谷市長 印

下記の建築物は、鎌ケ谷市ホテル等の建築規制に関する条例第 6 条の規定に違反しているので、同条例第 7 条の規定により直ちに建築工事を中止するよう命ずる。

記

	鎌ケ谷市
--	------

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、鎌ケ谷市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、鎌ケ谷市（訴訟において鎌ケ谷市を代表する者は、鎌ケ谷市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 8 号様式（第12条関係）

ラブホテル指導・勧告書

第 号
年 月 日

建築主 住 所
氏 名 様

鎌ヶ谷市長 印

年 月 日付けで申請された建築物は、鎌ヶ谷市ホテル等の建築
規制に関する条例第 2 条第 2 号に規定するラブホテルに該当いたしますので同条
例第 8 条の規定により、下記のとおり指導、勧告します。

記

第 9 号様式（第13条関係）

（表）

第	号
立 入 調 査 員 証	
所 属	
職・氏名	
年	月 日生
上記の者は、鎌ヶ谷市ホテル等の建築規制に関する条例第 9 条第 1 項の 規定により立入調査を行う職員であることを証明する。	
年	月 日
鎌ヶ谷市長	印

（裏）

鎌ヶ谷市ホテル等の建築規制に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第 9 条 市長は、ラブホテルの建築に対し前 2 条の規定による中止命令又は指導若しくは勧告を行おうとするときは、当該職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、求めがある場合は提示しなければならない。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 3 号様式（第 7 条関係）

第 4 号様式（第 8 条関係）

第 5 号様式（第10条関係）

第 6 号様式（第10条関係）

第 7 号様式（第11条関係）

第 8 号様式（第12条関係）

第 9 号様式（第13条関係）